

国民健康保険税について

税率は据え置き

低所得者の負担軽減

町では、福島県から示された交付金等の額や標準保険料率を参考に税率を検討した結果、令和5年度の税率については令和4年度の税率のままで据え置くこととしました。

なお、令和5年度国民健康保険税納税通知書は7月14日(金)に発送します。

課税限度額の見直し

国民健康保険は、加入者一人ひとりの前年中の総所得金額等に応じて「医療分・後期高齢者支援金分・介護分」の3つの区分ごとに金額を算出し、世帯で合算したうえで世帯主に賦課します。

令和5年度以降、3つの区分のうち「後期高齢者支援金分」の課税限度額(保険料負担の上限度)のみが「別表1」のとおり2万円引き上げられます。

国民健康保険税は、世帯の所得額(世帯主および国保加入者の所得の合計額)に応じて、一人あたりに課される均等割額と、一世帯あたりに課される平等割額が軽減されます。

令和5年の個人所得課税の見直し(基礎控除、所得控除額の変更等)に伴い、この軽減措置の基準が「別表2」とおり変更となります。

QRコード決済に対応

今年度から町税の納付書に印刷されているQRコードをスマートフォン決済アプリで読み取り、支払う方法(電子決済)が導入されました。ぜひ活用ください。



介護保険料について

町が徴収する65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料についてお知らせします。

介護保険制度は、国・県・町が負担する公費と、皆さんが納付する介護保険料を財源として運営されています。介護保険料は、3年毎に計画を見直し、基準額が決められます。令和5年度は第8期(令和3~5年度)保険料です。

被保険者及びその世帯の町民税の課税状況、また被保険者の収入・所得状況によって段階別に設定されています。各段階の対象者と保険料(年額)については下の表をご覧ください。7月中旬頃に保険料決定通知書を送付しますのでご確認ください。

【介護保険料は何歳から納めるの?】

介護保険料は満40歳から徴収が始まり、生涯を通じて納めます。満40歳から満64歳までの方(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の保険料に上乗せして徴収されています。満65歳以上の方の介護保険料は市区町村が徴収しています。

【介護保険料の納め方】

介護保険料の納め方は、特別徴収と普通徴収の2種類です。

●特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、介護保険料の年額を6回に分けて年金から引き落とします。

ただし、年度途中で資格取得された方(65歳になられた方や転入された方等)は、年金が年額18万円以上であっても特別徴収の手続が完了するまでの間は、普通徴収となります。

●普通徴収：年金が年額18万円未満の方は、窓口納付か口座振替によります。

次のいずれかの方法で介護保険料の年額を8回に分けて毎月納付していただきます。

- ①町が送付する納付書(納入通知書)により、役場・各金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納付する方法
- ②銀行等の金融機関口座から介護保険料を引き落とす方法

段階	対象者	割合	保険料(年額)
1	本人及び世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が80万円以下である方	基準額×0.30	22,680円
2	本人及び世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が120万円以下である方	基準額×0.50	37,800円
3	本人及び世帯全員が町民税非課税で、第2段階以外の方	基準額×0.70	52,920円
4	町民税課税世帯で本人が町民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入金額との合計が80万円以下である方	基準額×0.90	68,040円
5	町民税課税世帯で本人が町民税非課税の方で、第4段階以外の方	1.00(基準額)	75,600円
6	本人が町民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	90,720円
7	本人が町民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	98,280円
8	本人が町民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	113,400円
9	本人が町民税課税者で、合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.70	128,520円

【別表1】 ※介護分は40歳以上65歳未満の方のみ。

区分	医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
所得割	6.27%	6.27%	2.25%	2.25%	1.99%	1.99%
均等割	20,700円	20,700円	7,000円	7,000円	8,900円	8,900円
平等割	15,000円	15,000円	5,600円	5,600円	4,500円	4,500円
課税の限度額	65万円	65万円	20万円	22万円	17万円	17万円

【別表2】

区分	軽減対象者の要件(世帯の所得額)	
	令和4年度	令和5年度
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下の世帯	改正無し
5割軽減	43万円+28万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下の世帯	43万円+29万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下の世帯
2割軽減	43万円+52万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下の世帯	43万円+53万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下の世帯

※1…給与収入が55万円を超える、公的年金収入が60万円(65歳未満)又は125万円(65歳以上)を超える方のこと。

●問い合わせ先 税務町民課 ☎62-2114

高齢受給者証・後期高齢者被保険者証を更新します

国民健康保険に加入されている70歳~74歳の方に交付している「高齢受給者証」及び後期高齢者医療保険に加入されている75歳以上の方に交付している「後期高齢者医療被保険者証」が、8月1日に更新となりますことから、新しい「受給者証」または「被保険者証」を7月下旬に郵送します。

8月1日以降に医療機関等を受診するときには、必ず新しい受給者証、被保険者証を提示してください。なお、有効期限切れとなった受給者証、被保険者証は、税務町民課の窓口までお持ちください。

●問い合わせ先 税務町民課 ☎62-2112

介護保険料を納めましょう

介護保険のサービスを利用する予定がなくても、介護保険料は納めなくてはなりません。安定したサービスを提供できるように、ご理解とご協力をお願いします。

●納期限を過ぎると：

督促や催告が行われます。

●1年以上滞納すると：

利用したサービス費を一旦全額自己負担しなければなりません。後日、申請により保険給付分(費用の9割)が支払われます。

●1年6か月滞納すると：

利用したサービス費を一旦全額自己負担します。保険給付分の払い戻しを申請しても、一部または全部が差し止められます。

●2年以上滞納すると：

利用者負担の割合が引き上げられます。また、高額介護サービス費は支給されなくなります。

●介護認定申請をしても：

未納分の保険料を納めるまでは申請事務が進められず、サービスを受けたい時に受けられない場合があります。

●問い合わせ先 福祉こども課 ☎62-2210